

鳥羽市全員協議会会議録

令和元年10月31日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・立花副市長
- ・山下企画財政課長、高浪副参事、北村補佐、中村財務係長、永野企画経営室副室長
- ・中村総務課長、寺田契約管財係長
- ・山田まちづくり整備室長、鳥羽まちづくり整備室副室長
- ・小竹教育長、岩井生涯学習課長、
- ・石原鳥羽市武道振興会館長
- ・坂倉鳥羽市開発公社事務局長、鳥羽市開発公社事務局職員2名

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也  
書記 中山真緒

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午前 9時00分 再開)

○木下順一議長 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。いつもよりちょっと早い時間設定になっておるんですけれども、議事が多いということでご理解を賜りたいと思います。

それでは、全員協議会をただいまから再開いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

まず、議事に入る前に、今回の議事進行に係る注意点につきまして、事務局長から説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

事項書の①公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告についてと②一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告についての2件につきまして、ご注意いただく点でございますけれども、毎年、ご説明させていただいておりますが、新たな議員も見えますので確認の意味も含めまして私からご説明させていただきます。

一部事務組合や第3セクターは、市が出資していてもあくまでもほかの団体になるため、質問の対象にはならない、してはいけないとされております。

ただし、説明した内容で明確化、確認する程度のものに限定する場合は可能とのことでございますので、ご了承承願います。

以上でございます。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

この件につきましては、法的にそのような解釈となっておりますので、ご了承承願います。

それでは議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

そのうち、①公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

岩井生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 おはようございます。教育委員会生涯学習課の岩井です。

武道振興会の事務局長という立場できょうはご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

9月議会で配付させていただいております平成30年度事業報告書及び財務諸表というのが配られていますので、それをごらんいただきながら説明させていただきたいと思っております。

公益財団法人鳥羽市武道振興会の平成30年度事業報告及び決算についてのご説明をいたします。

お手元の平成30年度事業報告書及び財務諸表の1ページをお開きください。

武道振興会は、武道の普及のほか健康、体力づくりに関する事業を行い、市民の健康で幸せな生活の実現に寄与するため、振興会が所有しています武道館ほか指定管理者として市から施設の管理を委託されています体育館、野球場、テニスコート、市民プール、相撲場、多目的グラウンドの六つの運動施設を管理するとともに、各種事業を行っております。

平成30年度におきましては、各施設において健康づくりのためのヨガ教室を初めバドミントン教室やバスケットボール教室、キッズ体操教室などを開催いたしました。また、武道振興会の主催によるグランドゴルフ大会も開催しております。平成30年度は、各教室とも受講生が減少となり、全体で128人の減の720名となっております。これは、講師及び関連団体との調整がつかなかったことから開催できなかった教室もありますので、今後につきましては、早目の調整を行い、市民の方に関心の高い教室をふやしていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目をお願いします。

2ページ目は、県内外からの利用について、武道館と市民体育館などの運動施設の状況を記載させていただいております。市民向けの武道、スポーツの事業の推進だけでなく、大学や企業団体などの市外の方々の利用促進についても引き続き取り組みを進めております。

一番下の表をごらんください。団体別集計の比較をごらんください。平成30年度におきましては、利用団体数は大学、専門学校の活用が6団体増加し38団体となっております。大学、専門学校の利用者数は大幅に増加いたしました。が、中学、高校、企業、団体等の利用団体数は減っておりませんが利用者数が1名減となっており、1,794名となっております。利用団体の地域としましては、県外では大阪、京都方面から19団体、愛知、岐阜方面から9団体の合計28団体、県内からは、鈴鹿4団体、松阪市2団体、津市2団体、名張、伊勢市が各1団体の計10団体でした。29年の昨年に比べて大阪、京都方面から3団体、県内市町から3団体の増加となっております。利用者数は1名減となっておりますが、昨年並みの利用者数と考えております。これは、平成29年度から市観光課や観光協会の取り組みで、鳥羽を宿泊拠点としたスポーツ合宿誘致のための案内冊子や鳥羽スポーツ合宿ガイドの作成や、合宿利用で市内宿泊される方に1人1,000円の助成をする制度をつくっていただき、市外からの利用者増につながる取り組みを行っていただいた結果と考えております。

続きまして、3ページをごらんください。

3、テニスコート改修に伴う利用者促進及び利用条件についてであります。

平成30年度春から8月にかけて、土のコートであったのを人工芝コートに改修するとともにフェンス等の張りかえ、リニューアルを行ったところ、リニューアル記念鳥羽市ソフトテニス協会長杯を開催したところ、40名の参加がございました。人工芝コートにし、ソフトテニス教室の実施や鳥羽、志摩の中学校の大会を開催したところ、大変好評をいただいております。昨年4月から7月末の4カ月間が工事のため使用できませんでしたが、改修後の8月から3月までの8カ月間の利用者実績は、平成28年度の1年間の利用実績とほぼ同数となっております。

続きまして、4ページ目をごらんください。

自己評価と今後の方向性についてであります。競技人口の減少により、利用者数も年々減少している状況にあります。が、テニスコートの改修や武道館におけるトレーニング器具の整備を行ったところ、一定の効果が利用増進につながっていると考えております。今後におきましては、今年度8月から体育館の改修工事やサブアリーナの建設に入っており、ハード施設面の充実が図られることから、総合型地域スポーツクラブの設立に向けて準備を進めソフト事業の充実を進めることで、利用者の増進を図り、市民のスポーツ意識の向上や健康の

増進に寄与していきたいと考えております。

1として、健康づくり事業につきましては、利用者のニーズを把握しながら、新たな教室の開設を検討するとともに、体育協会とも連携を図り、スポーツ教室の開催を検討してまいります。

2番目です。県内外からの利用促進につきましては、利用団体数も増加しており、毎年利用していただいている団体もごございますので、体育館の改修やサブアリーナの建設後には新たに施設案内を作成し、観光関係者と連携協力しながら利用促進を進めてまいります。

三つ目です。テニスコートにつきましては、改修後、利用件数も増加し、新たに利用されている方も見られることから、さらなる利用増加を図るため、市外の大学や団体等に施設案内を送付するとともに、大会等の開催について積極的に協力を行っていききたいと考えております。

四つ目です。施設整備につきましては、利用者のニーズを把握し、修繕、整備を実施していくとともに、大会やイベントの開催を考慮して除草作業など環境美化に取り組んでまいります。

テニスコートの改修を初め、体育館改修やサブアリーナの建設など、中央公園運動施設の改修が今後続いていく中、施設の利用促進を図っていくため、武道の普及の方法や健康づくりのための教室など、利用者の要望を取り入れながら取り組みを継続していきたいと考えています。

続きまして、5ページをお願いいたします。

平成30年度におけます武道館の利用者数です。前年度に比べ58人の減の2万1,410人の方々に利用していただくことができました。剣道やトレーニングルーム及びその他における利用者数がふえたものの、各スポーツ団体の人数が減少していることから利用者数の減少にあらわれてきていると考えられます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成30年度における武道館の収入です。前年度に比べ5万9,490円の減の179万5,751円となりました。利用者数の減に伴い、多くのスポーツ競技におきまして減収となりましたが、トレーニングルームに関しては平成28年にトレーニング器具の一部を新しくしたことなどが影響し、収入が4万650円ふえております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

鳥羽市から指定管理を受けています運動施設利用者数となります。体育館、野球場、庭球場、多目的グラウンド、相撲場、水泳プールの六つの運動施設の利用者数の一覧となっております。特に、体育館のバドミントンやその他、多目的グラウンドのグランドゴルフの利用者数が1,000人を超えて減少しております。一方、体育館のフェンシングにおける利用者数が333人と増加し、403人となっております。これは、2021年の国体のフェンシング競技会場となっていることから、フェンシングの普及啓発のため、日本フェンシング協会の会長であります太田雄貴さんをお迎えし、フェンシングの魅力について語っていただく授業を行った結果によるものと考えております。

続きまして、8ページをごらんください。

先ほどの6施設における収入となります。平成30年度の施設利用における収入は191万8,253円となり、前年比14万5,106円の増加となりました。利用者数が減りましたバドミントンは5万7,300円の減となりましたが、人工芝に改修し利用者数がふえましたテニスコートの使用料は16万6,400円の増

加となっております。

続きまして、9ページ、10ページの正味財産増減計算書をごらんください。

経常収益としましては、9ページの当年度、中段の3,337万5,000円となりました。経常収益の主なものとしましては、鳥羽市からの補助金924万6,000円、運動施設受託事業収入2,002万8,000円、武道館及び運動施設等の使用料358万5,000円などでございます。

次に、下段の経常費用についてでございますが、経常費用額は事業費の3,562万4,000円と次ページになります管理費の161万2,000円を合わせました3,723万7,000円で、それぞれ減価償却費を含んだ額であります。

経常費用の主なものにつきましては、事業費と管理費を合わせて述べさせていただきます。

まず、職員、嘱託、臨時職員及びプール監視員などの人件費といたしまして1,410万9,000円、プールの消毒剤や野球場の補充用の土など消耗品費としまして119万円、体育館照明、バスケットボール、プール床シートの修繕費としまして99万7,000円、体育館、野球場、プールなどの光熱水費としまして741万円、清掃、電気保安点検、浄化槽保守点検、草刈り業務などの委託料としまして546万5,000円などであります。

続きまして、令和元年度事業計画及び予算について、別冊の2019年度事業計画書及び予算書をごらんください。

1ページ目をお願いいたします。

事業計画につきましては、武道、スポーツ教室のほか、健康・体力づくりの事業として各種教室を開催します。特に、ヨガなど利用者ニーズの高い種目について継続して取り組んでいくとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を目指して運動施設の利用活用、利用促進を図り、市民の健康増進、スポーツの促進に取り組んでいきたいと考えております。

2ページ目をお願いいたします。

経常収益は3,080万2,000円で、前年度と比較し298万4,000円の減としております。これにつきましては、8月から体育館の改修及びサブアリーナの建設に伴う運動施設の使用料の減少によるものがございます。経常費用は、減価償却費370万4,000円を含めた事業費3,324万8,000円と管理費145万円を合わせた3,469万8,000円としております。

提出いたしました書類による報告は以上でございます。

市の人口や各種スポーツの人口の減少により、施設の利用増加が望みにくい中、市民ニーズを把握し、健康づくりなどの各種教室の場を提供していくとともに、引き続き県内外の方々の利用促進にも継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度におきましては、体育館の改修が3月までかかっていくことから、利用者数は激減すると思いますが、来春には新たにリニューアルした体育館が活用できるようになり、複数の会議室も設置される運びとなっております。また、新たに建設されるサブアリーナには、可動式の椅子等も設置されることから、これまで以上にさまざまな活用が考えられますので、市民の皆様にはこれまで以上に喜んで活用していただけるよう努め、今後も公益財団法人として頑張っていきたいと考えております。

以上、鳥羽市武道振興会の決算及び予算の報告とさせていただきます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

会議冒頭の事務局長からの説明も踏まえまして、この件についてご質問はございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 1点、確認だけします。

監査委員から指摘が出ておりました法令、定款で規定されている総勘定元帳、月次試算表などが作成されていないという改善勧告がありましたけれども、改善されましたのでしょうか。

○木下順一議長 石原武道振興会館長。

○石原鳥羽市武道振興会館長 館長をしております石原です。よろしくお願いいたします。

現在、監査さんのほうから指摘のほういただいております、そちらのほうにつきましては、現在、総勘定元帳等、新たな作成につきましては、今、まだちょっと精査させていただいている段階であります。申しわけございません。

○木下順一議長 よろしいですか。

○戸上 健議員 了解です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員を入れかえます。議員の皆様はこのままお待ちください。

続きまして、②一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 おはようございます。

鳥羽市開発公社、坂倉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、鳥羽市開発公社の経営状況の報告といたしまして、平成30年度決算事業報告、平成31年度事業計画及び予算についてご説明申し上げます。

まず、平成30年度の決算事業報告でございます。

開発公社は、行っております事業を実施事業等会計、その他事業会計と法人会計に分け、区分経理をしております。公益目的事業二つを実施事業、収益事業三つをその他事業といたしております。

まず、公益目的事業といたしまして、かき殻等加工処理事業でございます。

この事業では、鳥羽市及び近隣市町の養殖業者から排出されるカキ殻等を受け入れ、粉碎処理し、土壌改良剤として販売を行いました。その結果、生産数量では3,150トンで213トンの減少、販売数量は3,117トンで281トンの減少となり、販売金額は4,228万4,000円で311万8,000円の減収となりました。

②のかき殻処理負担金は、業者数で8社減少し、いかだの台数も43台減少した結果、処理負担金受け取り金額は2万500円の減収となりました。

③設備投資といたしまして、老朽化によりエアコンプレッサーの買い換えを行いました。

公益目的事業2は、土地分譲事業でございます。

この事業は、公社保有の土地を処分していく事業を行っております。保有土地において、平成30年度は40筆を保有管理し、帳簿価格は6億8,820万6,000円となっております。

松尾第2期工業団地取得造成費の借入金につきましては、元金3,000万円を返済し、1億5,000万円を借りかえました。

次に、その他事業会計でございます。

収益事業1として、土地建物貸付事業でございます。

土地建物貸付事業のうち、土地の貸し付けにつきましては、土地貸付収益として423万3,000円、12万4,000円の減収となっております。

②建物の貸し付けにおきましては、引き続きJR鳥羽駅2階店舗、開発公社管理棟、鳥羽駅前店舗の貸し付けを行いました。管理棟より1社が6月末に退去しております。

③の設備投資といたしまして、管理棟の水道課事務所及び教育委員会会議室の空調機の取り換えを行っております。

収益事業2は、施設管理事業でございます。

鳥羽市より鳥羽マリンターミナルの指定管理を受け、8年目の管理運営を行いました。鳥羽マリンターミナルの基本コンセプトに沿ってイベント等を行い、佐田浜周辺のにぎわいづくりに努めました。

①から③は施設の利用状況、年間利用者数、主なイベントでございます。

収益事業の3は、駐車場事業でございます。

佐田浜地区で4カ所の駐車場の管理運営を行いました。

①、5から6ページにおきましては、駐車場事業の結果でございます。駅西駐車場は、平成30年3月31日付で賃貸借契約満了により三交不動産株式会社に返還をいたしました。その結果、前年度対比で一般利用者数の合計では17万248台で2.6%の減少となり、売り上げも4,377万2,000円で、15.3%の減収となりました。

②駐車場内店舗貸し付けでございます。2者に貸し付けを行っております。喫茶店が8月末で退去し、新たに11月1日から食堂が入居しております。

③の設備投資でございます。第1駐車場の24時間化に伴うものとして、照明灯の設置工事と防犯カメラ設置工事を行いました。老朽化により第1駐車場のバス感知器の取り換え、第2駐車場の防犯カメラの取り換え工事を行いました。新設の部分として、管理事務所非常警報複合装置の設置工事を行っております。第5駐車場の廃業に伴う舗装整備工事に237万6,000円、第5駐車場の看板設置工事として14万5,000円を計上しております。

8ページから13ページにつきましては、100万円以上の重要な契約事項及び役員、評議員に関する事項並びに理事会、評議員会の開催状況、そして職員の状況となっておりますので、ごらんおきください。

職員数につきましては、平成30年度は8名となっております。

14ページ以降の決算書類につきましては、市議会本会議におきまして副理事長からご報告させていただい



たとおりでございますので、ごらんおきください。

以上、鳥羽市開発公社の平成30年度決算事業報告についての説明とさせていただきます。

続きまして、平成31年度開発公社事業計画でございます。

事業計画書をごらんください。

まず、公益目的事業でございます。

かき殻等加工処理事業につきまして、平成31年度も引き続き行ってまいります。

①の生産予定数量及び販売予定数量を3,300トンと見込んでおります。売り上げ予定額は4,562万3,000円を見込んでおります。

②かき殻処理台数は1,799台、処理負担金は464万9,000円を見込んでおります。

設備投資につきましては、老朽化によるホイールローダーの買いかえに820万8,000円を計上しております。

2、土地分譲事業は、鳥羽市農水商工課と連携し、松尾第2期工業団の企業誘致等の土地の有効利用に努め、松尾第2期工業団地用地取得造成資金借入金については3,000万円を返済し、残金1億2,000万円の借りかえを行います。処分土地につきましては、鳥羽市と調整して処分を行ってまいります。

次に、収益事業ですが、土地建物貸付事業、所有土地を初め、鳥羽駅2階店舗、開発公社管理棟、鳥羽駅前店舗を売店、食堂、事務所等として貸し付けを行います。

①土地の貸し付けでございます。開発公社所有地の有効活用を図ることを目的に、鳥羽市及び市民等への土地の貸し付けを行います。

②建物の貸し付け。JR鳥羽駅2階店舗、開発公社管理棟、鳥羽駅前店舗でございます。

設備投資といたしまして、鳥羽駅前店舗テント取りかえ工事に620万4,000円を計上しております。

次に、2、施設管理事業でございます。

鳥羽市より平成29年4月に5年間の指定管理を受け、鳥羽マリンターミナルの管理運営を行います。9年目であります。

①指定管理業務でございます。鳥羽マリンターミナル設置及び管理に関する条例と施行規則に沿って運営してまいります。

②各種展示会及びイベント等を実施し、また、③の事務所、テナント、会議室、交流ホール、ラウンジ、広場の貸し付けにつきましては、鳥羽マリンターミナル指定管理者仕様書を遵守し、管理運営を行ってまいります。

3、駐車場事業でございます。

離島住民や周辺施設勤務者等の月決め定期利用及び鳥羽市を訪れる観光客等への誘致誘客を図ることを目的に駐車場事業を行います。

①は施設の概要でございます。平成31年4月1日より第5駐車場の運営を行っております。

②予定台数と売り上げ予定額でございます。佐田浜第1駐車場から第5駐車場におきましては、普通車利用予定台数として17万700台、売上予定額を4,630万円、定期利用者予定台数といたしましては653台、売上予定額を7,691万4,000円としております。

③は駐車場内店舗貸付を2者の店舗を継続契約しております。

④設備投資といたしまして、老朽化により第2駐車場の防犯カメラ取りかえ工事を予定しております。

3ページの収支予定額でございます。

当年度予算額といたしまして、事業全体の合計で収益が2億5,646万9,000円、費用合計といたしまして2億5,265万3,000円を見込んでおり、差し引き収益を381万6,000円、法人税、住民税及び事業税の7万2,000円を差し引きまして、当年度損益を374万4,000円の利益を見込んでおります。

平成31年度の事業計画につきましては、以上となります。

4ページ以降の予算書に関しましては、平成30年度決算同様、市議会本会議におきまして副理事長にご報告していただきましたとおりでございますので、ごらんおきください。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

会議冒頭の事務局長からの説明も踏まえまして、この件についてご質問はございませんか。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 今の説明の中でカキ殻の減少、昨年と比べて200トンほどの減少があるということなんですけれども、やはり要因としてはどのようなこと、例えば原料不足なのか、スタッフ、職員とか仕事量が、対応できなかったのかという要因とかというのがわかっていればお願いします。

○木下順一議長 坂倉事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 お答えいたします。

昨年の販売量につきましては、カキ殻の販売は20キロ袋の販売とばらの販売がございます。その20キロ袋のほうの販売数は増減は少なくなっております。ばらのほうの販売数量が大きく減っております。それにつきましては、ばらでの取引先の加工業がございますけれども、その取引先の工場が今改修中でございますので、ばらの納品のほうは減ったという結果が出ております。

以上でございます。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 工場の改修中で少なくなったという要因、今度の予算案なんですけれども、同じように3,300トンというような予算があるわけなんですけれども、それも今度は工場は改修してそのぐらい生産できるということですか。

○木下順一議長 坂倉事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 はい、改修が昨年度で終わっておる報告でございますので、その分ふえる見込みでございます。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 一時、カキ殻のこの肥料、結構ブームになったような感じもあるわけなんですけれども、最近余り聞かないんですけれども、そのあたりもやっぱり踏まえて販売を伸ばすというような努力をしてほしいと思うんですけれども、そのあたりもちょっと答弁があれば。

○木下順一議長 事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 カキ殻の販売先につきましては、個人販売をしておりませんので、ある程度、半公共的な取引先をもとに取引させていただいております。ですので、新たな販売先というのはなかなか難しいんですけども、その各種取引先につきまして、うちが減産しておったときに離れていった分を徐々に戻していただくという形でお願いはしております。

以上でございます。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 1点、表の見方についてご説明をお願いします。

5ページの駐車場事業の第1駐車場についてお伺いします。決算書の5ページです。

第1駐車場の一般車の合計数は1万台強ふえておりますけれども、金額が77万円、逆に減少しております。

この理由は何でしょうか。

○木下順一議長 事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 佐田浜第1駐車場は1時間無料となっております。1時間無料台数は大変ふえております。ですので、それ以降の2時間以降の有料台数のほうが減ってしまいますと金額のほうが減ってしまうという形になっております。台数の伸びは無料駐車の方がふえておる分でございます。

○戸上 健議員 わかりました。了解です。

○木下順一議長 他にございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、1点お聞きします。

決算書の土地分譲事業で、松尾工業団地の借入金3,000万円返済されております。当年度、元金残高1億5,000万円となっておりますけれども、これ毎年3,000万円返済するとして、確認ですけれども、あと何年で終わるのでしょうか。

○木下順一議長 事務局長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 あと5年で終わる予定でございます。令和5年度に3,000万円返済してゼロになる予定でございます。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前 9時37分 休憩)

---

(午前 9時44分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、③令和2年度予算編成方針及び財政健全化の集中取組についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

企画財政課長。

○山下企画財政課長 企画財政課の山下です。よろしくお願いします。

初めに、10月10日、11日と総務民生常任委員会の行政視察に声をかけていただきまして、熱海市の行政改革と西伊豆町のふるさと納税事業について、学ぶこと多くの大変有意義な視察に対しまして御礼を申し上げます。

それでは、ただいまからご説明申し上げますのは、令和2年度の予算編成方針及び財政健全化の集中取組についてでございます。説明は、初めに財政健全化の集中取組、次に令和2年度の予算編成方針についての順でございます。

財政健全化の集中取組につきましては、平成30年度から3年間をかけまして政策経費の見直し、補助金交付基準の見直し、公共施設の配置見直し、使用料・手数料の見直し等についての取り組みでございます。

ことしの7月と8月に市長、副市長にも参加をいただきまして課長級を対象とした財政健全化の会議を2回開催したところ、清水議会事務局長のほか、議員の皆様にも説明をいただきたいという要望がございました。今日は、高浪副参事よりコンパクトにまとめた内容でご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 高浪です。よろしくお願いします。

資料はお渡ししてありますものをここに映し出しますので、こちら見ていただいたらよろしいかと思います。

コンパクトにと課長から申し上げましたけれども、40分かけてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

課長から言いましたけれども、市長、副市長交えまして課長級職員、2回会議を開催いたしました。その後、予算編成にかかわっております課長補佐級、それから係長級の職員も対象としまして説明会というのを同じものを2回開催しております。

後ほど出ておりますけれども、この財政健全化に向けた集中取組ですが、人口減少、少子・高齢化社会の中でも小さくても真珠のようにきらり輝く鳥羽を実現し、市民の方々の幸福実感の向上を目的として実施するものでございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

3年間をかけまして財政健全化の集中取組を進めております。このような形で進めております。

今回は、令和元年度に取り組んでおります事業の見直し、それから補助金交付基準の見直し、公共施設の配置見直し、使用料の見直しについて、その考え方と進め方についてご説明をしたいと思います。

まず、2040年人口減少問題、超少子・高齢化から財政健全化を考えてみたいと思います。

5ページですけれども、これはとびとびと活躍プロジェクトの議員の皆様への勉強会でもこの人口ピラミッドを見ていただきました。5ページです。2015年、平成27年の鳥羽市の人口ピラミッドと今から20年後の2040年の鳥羽市の人口ピラミッドです。比較をしていただく形になっています。

失礼しました。きのう、事前にご説明を議長、副議長、させていただきまして、少し、一番初めにお渡しした資料1の中身の順番を変えておりますので、もし、前回初めにお渡しした資料を印刷されている方が議

員の皆様にはらっしゃったら、よければこちらの画面を見ていただければと思います。ページ数が少し違って  
くるかもしれませんが、大変申しわけございません。直前に変えてしまいましたので、よろしくお願いいたします  
します。

こちら、2040年の人口ピラミッドでございます。特徴としましては、上のほう、90歳以上の女性の数  
です。90歳以上の女性が全ての年齢層で一番多いということが挙げられます。もう一つ、25歳から29歳  
の女性です。こちらがこの人口ピラミッドの中では一番少ない年齢層になっています。ここが少ないというこ  
とは、子供を産む女性の数が非常に少ないということを示しています。また、右側のほう、65歳以上、  
5,381人で全体の53%、生産年齢と言われる人口、14歳から64歳までが40%、14歳未満が  
705人で7%、こういう人口構造になっております。このような人口構造、年齢構造の中でも、小さくても  
真珠のようにきらり輝く鳥羽を目指して取り組んでいかななくてはなりません。

8ページです。前のほうをごらんください。

この財政健全化の考え方の中で一番重要な部分がこの絵になります。横軸には2019年の現在から  
2040年までの未来の時間軸を示しております。また、縦軸には現在の一般会計歳入財源を示しています。  
2019年113億円でございます。2040年には84億円まで減少するだろうという推計がされております  
す。

今、私たちが2040年に向けた人口減少問題に直面しております。そして、財源についても2040年  
では84億円まで減少するだろうということになっております。それでも、この事実を受け入れた上で目指す  
まちを実現する、小さくても真珠のようにきらり輝く鳥羽を実現するために、今、私たちは何をすべきか、今  
から何をすべきかということを経営の視点から、バックキャストと言いますが、未来の視点から考  
えていく必要がございます。

では、限られた財源の中で鳥羽市がやるべきこと、やりたいことを組み立てる、選んで組み立てていく必要  
がありますが、まず、限られた財源ということについて、ご説明をします。

限られた財源の中でやるべきことを選ぶということですので、選択と集中が必要だということになります。

10ページです。

こちらは、令和2年度の一般財源ベースでの歳出予算見込みをあらわしています。この後、私の説明の後に  
令和2年度予算編成方針ということで説明を詳しくいたしますけれども、少し特徴だけご説明申し上げます。

令和元年度と令和2年度の比較をしますと、一般財源ベースでの歳出予算、令和2年度が300万円増加と  
いう形になっておりまして、ほぼ変わらないような状況でございます。

その中で、ふえたもの、ふえていくものについてご説明しますと、義務的経費が増加します。繰出金も増加  
します。大規模ハード整備事業も増加をします。それから、体育館であるとか消防庁舎等の整備で債務負担行  
為も増加をしております。

11ページです。

それともう一つ、赤枠でくくった部分でございますけれども、一般事業として各種委託事業であるとか一般  
事業、それが2億900万円の減額となっております。それから、新たに市長ビジョン枠を設けました。新た  
に市長ビジョン枠を設けまして、ここに5,000万円を足しております。

まとめますと、令和2年度選択と集中でございます。

市長ビジョン枠、新たに新設をしまして5,000万円、それから一般事業2億900万円の減少ということで、どの事業を選択して実行していくか、これまでの事業に優先順位をつけて選択していく必要がございます。

事業の優先順位をつけるということで、そういうことに絡めましてどのような考え方でやっていくか、ご説明をしたいと思います。

まず、コップを用意しました。これは令和元年度のコップです。このコップの大きさが令和元年度の予算の大きさを示しております。この中に令和元年度でやっていく400の事務事業、ボールが入っております。

まず、この令和元年度のコップから400の事務事業、外に全て出す作業をします。令和元年度のコップから400の事務事業が全て外に出ました。外に出した事務事業の中には、今までの事業はもちろんですけども、今からやるべき新しい事業も色を変えてまけてあります。

そして、令和2年度のコップを横に用意してあります。令和2年度のコップの大きさは令和2年度の予算枠を示しております。先ほど、一般財源ベースで歳出予算見込みでは、令和元年度、令和2年度の比較で300万円、令和2年度が増額となっております。そのような大きさです。

ただ、義務的経費であるとか債務負担行為の増加によって、令和2年度に実施ができる一方事業は2億900万円の減額となっておりますので、どのような事業を入れるか十分に検討した上で優先順位をつけて選択をするということが必要になってきます。

令和2年度のコップに新しく選択した事業も含めて、このように事務事業が入りました。令和元年度のコップと令和2年度のコップを比較してみます。

Aという事業がございますが、これは拡大をして令和2年度も展開するように令和2年度のコップには入っております。Bという事業は縮小して継続をしていきます。Cという事業は同じ大きさで入っています。また、令和2年度のコップには色がついた新しい事業が入っております。外に出ておりますボール、グレーになっておりますけれども、こちらの事業はスクラップした事業になっています。

考え方としましては、このように一旦、令和元年度の中の事業を全て外に出して、優先順位をつけて新たに令和2年度のコップ、予算枠に入れていくという作業をしていきます。

では、優先順位をつけるためにどの事業を選択するかという基準について、少し用意しましたのでご説明をいたします。

基準としての六つのフィルターを用意しました。市長重点事業、地方創生事業、当初予算の編成方針重点事業、それから市民アンケートで政策評価の結果、重要度とか満足度などをアンケートとしておりますので、その重要度の上位15施策、それから第5次総合計画の基本計画で重点施策、それから総合計画審議会をやっておりますので、そこでの評価、AとBがついたもの、こういった六つのフィルターを用意しております。ここには記入をしてございませんが、市議会より10月2日に提言をいただきました内容、それらも含めてどの事業を選択するかという基準を示しております。

六つの基準、それから提言をいただきました内容、ありますが、これらを全てフィルターとして通しまして、フィルター、この六つにかからなかった事業なんかも出てくるわけなんです、それが七つ目フィルタリング

対象外事業ということで、基準としてこういうふうに各課で示しておりますので、各課で必要な事業を、これを参考にして選んで組み立てていくというような作業が必要になってきます。

ですので、優先順位をつけてコップに入れていただきまして、外へ出た事業はスクラップという、そういう形になっていきます。

では、優先順位をつけると言いましても、事業を選択するための基準として、先ほどフィルターをご紹介しましたが、そもそも鳥羽市の目指すまちの姿、小さくても真珠のようにきらり輝く鳥羽を実現するためにはどんな施策が必要なのかについて、大きな枠でご説明をいたします。

市民の幸福実感向上を目指してというところが一番先にまいります。このために大きく二つの取り組みが必要だと考えております。

赤色で示したものが、市民がいきいきと活躍できる地域共生社会の実現、こちら、豊かな市民の暮らしをつくります。

もう一つ、青色が、海洋資源を活かした、鳥羽らしさを最大限に利用した、産業振興でございます。こちらで産業振興、経済発展をしていきたいと思っております。

幸福実感の向上と申し上げましたけれども、では、幸福実感とはどういうことかということでございますけれども、市民、人々、それぞれで幸せの感じ方はさまざまでございますけれども、その幸福の大前提というのをこの三つの、階段のように示しましたが、ここに示させていただきました。

まず、一番初めに、命・健康が守られていること、安心・安全の確保がされていること。そして、つながり、社会とのつながり、地域とのつながり、家族とのつながりといった心豊かな暮らしがあること。そして、経済基盤、仕事があること、収入があること、経済的に安定して安定した生活が確保されていること、この三つが土台としてあって、その上でいろいろな市民それぞれの活動がされていることで幸福を実感し、鳥羽に住んでいてよかったというふうになるのではないかと考えております。

先ほどの三つの土台プラスアルファですけれども、緑色のところ、地方創生で実施をしております四つのプロジェクトを動かしていく、こういうことに集中して取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

事業の見直しについては以上です。

二つ目です。補助金の交付基準の見直しです。

令和2年度から段階的に見直しを開始していきます。

まず、補助金とはどういうものか、地方自治法では、その公益上必要がある場合において補助をすることができるというふうになっております。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意をして、公正かつ効率的に使用されるよう、努力、努めなければならないというふうにしております。

あと、補助金の見直しをするに当たって、庁内の各課へアンケートをとりました。その結果を少しお知らせしたいと思います。

一つ目ですが、その補助金に上位法令があるかどうかという確認をしました。上位法令、国の法律かどうか、

国の法律があるかどうか、それに基づいて補助金を出しているかどうかというお話ですけれども、上位法令がないというのが126件で92%ございましたので、ほぼ上位法令なく市の単独の補助要綱を活用して補助金を支出しているということがわかりました。

それから、二つ目、補助対象経費に占める市の補助金の割合です。補助対象経費に占める補助金の割合が、2分の1以上、補助金として出している58%、100%出している場合も含まれます。ちょうど2分の1が19%、2分の1未満が22%ということで、2分の1以上の補助割合が77%ございます。

それから、補助金の創設時期はいつかということですが、30年以上前にその補助金が創設されたというのは13%ございます。20年以上前が7%、20年未満は64%あります。20年以上前に創設された補助金というのが20%残っております。

それから、その補助金に終期が定められているか、その補助について終わりの時期が定められているかということですが、終期の定めがあるのがわずか2件で1%、99%がその補助金について終期が定められておりません。

それから、29ページですが、補助単価とか補助要綱等の見直し状況です。見直しをしたか、していないかというところで、見直しをしていないというのが45%ございました。

それから、六つ目、支出先の固定化がされているかどうか、10年以上支出先が固定化されているのが39%、5年以上固定化されているのが4%、固定化していないというのも42%ございますけれども、固定化されているものが48%ございました。

このような状況も踏まえて、補助金のあり方に関するガイドラインを定めたいと思っております。

ガイドライン策定の趣旨は、厳しい財政状況下においても、今回、財政健全化に向けた集中取組をスタートさせておりますので、補助金についてもより一層の適正化と補助基準の明確化、制度全般の透明性の確保を進め、市民に信頼していただき、市民の理解が十分に得られるものである必要があると思っております。補助金について、常に見直しに取り組むため、そのガイドラインを設けました。

基本的な視点としては、公益性、必要性、有効性、妥当性、公平性というところに注目をしていきたいと思っております。社会情勢に合致しているかどうか、それから補助金額に見合う効果が期待できるかどうか、補助対象経費、補助金額、補助率が妥当かどうか、特定の者の利益に終わっていないかという公平性、そういったところに注目をしていきたいと思っております。

補助金とは、あくまで市民、団体、組織等が自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であるという考え方を改めて明確にして、それに合致していないものについては、あるべき補助金への姿へと転換を図っていく必要があると思っております。

見直しについて、四つの柱を定めました。

一つ目が、性質分類に基づく見直しということで、原則として補助率は補助対象経費の2分の1を上限としたいなというふうに考えております。ただ、政策的な理由から、2分の1を超える場合も出てくるかと思っておりますので、そのあたり対しましては、外部に対して十分にその妥当性を説明できるものであることが必要でございます。

二つ目が、補助要綱等の見直しです。補助金創設から見直しを行っていない場合があります。また、見直し



をしておりまして相同期間が経過している補助金については、ゼロベースで積算基準であるとかその妥当性について検証を行うべきでございます。

三つ目が、長期補助金の見直しということで、補助目的が既に達成しているものであるとか社会情勢の変化でその補助効果が薄れているものについては、速やかに廃止をする、検討していく必要があります。また、新しく補助を創設する場合においても、その終期を設定していきたいなというふうに考えております。原則3年程度の終わりの時期というのを定めていきたいなというふうに思っております。

四つ目が、交付団体の財務状況の検証でございます。毎年、補助金を支出しているにもかかわらず、その補助金の額を超える、例えば翌年度繰越金があるとか、そういった団体の収支状況を確認しながら、そのような事情があるのであれば廃止を含めて検討をしていくべきであると考えております。

四つをまとめたものがこのような形になりまして、この四つを見直ししながらあるべき補助金への転換を図っていきたいというふうに考えております。

また、このガイドラインの発動といいますか見直しの時期につきましては、令和3年度から本格的に適用していくことを前提に考えております。令和元年度、2年度に関しましては、市民であるとか各種団体への周知の期間ということが必要でございますので、周知を含めて猶予期間として令和元年度、2年度は実施をしていきたいなと思っております。

また、常に見直しをしていくために、ちょっと期間わからないですが、三、四年ごとに見直しチェックシートというようなものを活用しまして見直し作業に取り組んで、補助金の検証を続けるシステムをつくりたいというふうに考えております。

これが全容になります。

三つ目ですが、公共施設の配置の見直しでございます。

公共施設に関しましては、長期的スパンで検討して見直しをしていく必要がございます。1年、2年、短期で全ての公共施設の見直しができるわけではございませんので、少し長い目で見ていきたいなというふうに思っております。

まず、公共施設ですけれども、鳥羽市には公共施設等総合管理計画というものが平成28年度に策定をされております。この計画の趣旨とか位置づけでございますが、課題としまして、どこの自治体もそうなんですけれども、高度経済成長期時代に数多く整備されました公共施設等の老朽化が課題として挙げられております。また、地方公共団体の役割としては、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少であるとか人口構造の変化に伴う住民のニーズの変化に対応していくことが求められております。

ですので、この管理計画では、長期的な視点に立って適切な維持管理や計画的な更新等を行い、財政負担の軽減や平準化を図るための基本的な方針として定めております。

平成28年度のときには、鳥羽市の公共施設が、分類で分けておりますけれども、205施設ございます。この本庁舎含めた行政系の施設、それから小学校、中学校といった学校教育施設、保育園、幼稚園といった子育て支援施設、そういったものも含め、一番下の段にその他施設としましてマルシェとか園芸センターが入っているんですが、旧小学校、旧中学校、旧保育所、旧老人憩の家、旧出張所とか旧ということで、今、使われていないものが数多くあります。

公共施設の管理計画に掲載しております課題解決に向けた方針というのが八つ定められておまして、こういったことに、これが43ページ、44ページに掲載しておりますけれども、方針が出されておりますので、これに基づいて見直しを進めていくことになります。

全体的な公共施設の配置見直しの考え方なんですけれども、鳥羽の地図を用意しております。この地図に色分けした丸が出ておりますが、これが公共施設の分類ごとに色分けをしております。それを地図に、マップ上に落とし込みまして、さらにこの上に鳥羽市の人口構造、年齢別の人口もこの上に落とし込みまして、どの地域に住民、例えば高齢の方がたくさん住んでいる地域があったら、そこにどんな施設が必要であるとか、今ある施設で足りるかどう、また、逆に住民がほとんど住んでいない場所に公共施設があるということもわかるかと思っておりますので、こういったことを見ながらエリアごと、町内会ごとなのか生活圏なのか学区なのかわかりませんが、エリアごとで公共施設の必要性を検討していきたいと思っております。

エリアごとに方向性を示しましたら、それをその地域での調整、市民の合意等も要りますので、その調整を図って、その後、どういうふうにしていくかというのを実際に整備といったようなことが行われます。ですので、かなり長期のスパンで進めていく必要があります。205の施設がありますので、今使っている施設もありますので、そこを除いてもかなり多くの施設がございますので、こういった進め方でいきたいというふうに思っております。

最後に、使用料の見直しについてご説明をします。

令和2年度からの施行を見据えて検討を開始したいと思っております。

現在の使用料の課題としましては、使用料の金額について、公共施設ごとに個々で設定がされておまして、その明確な統一基準というのがないような状況です。また、経済情勢などにより、管理費の増加とかを反映させていないといった課題が挙げられます。

使用料についての基本的な考え方、①使用料というのは、その公共施設の維持管理費とか減価償却費に充てられるべきものでございます。そして、その公共施設は、収益というものを目的とするものではないので、必要経費を賄う額を限度とする、そういう使用料の設定が必要でございます。

それから、使用料の基本的な考え方の二つ目ですが、受益者負担の原則です。実際にその公共施設を利用する人とならない人の負担の公平性を鑑みまして、利用者から応分の負担をいただく受益者負担の原則により、公平性を確保したいと思っております。

まだ具体的に、どのようにしていこうかという方向性が決まったわけではないんですが、このような分類がされるかなと思います。性質分類と負担割合の表でございます。

主に、行政が提供するものか、または民間が提供、民間でも提供しているものかに分かれます。これが、市場的非市場の、縦軸に分かれます。それから、ほとんどの市民が必要とするサービスなのか、それとも特定の市民だけが必要とするサービスなのかで基礎的か選択的に分かれます。これ、横軸に示しております。これをクロスさせまして、第1分類から第4分類に分けております。

例えば第1分類でありますと、主として行政が提供するサービスであって、ほとんどの市民が必要とするサービス、これが第1分類です。ここに関しましては、受益者負担率は低いもの、ゼロかもしれません。低いものになります。

逆に、対角線上に第4分類です。民間でも提供しているサービスであって、特定の市民が必要とするサービス、これが第4分類で、ここは受益者負担率が高いものになろうかと思えます。

第2分類、第3分類はその中間にありますので、受益者負担率は中間ということになります。

第1分類は図書館とか、そういったものかなというふうに考えております。

使用料の見直しの考え方、まだ途中ではございますけれども、こういったことも今年度、早急に進めていきたいなというふうに考えております。

財政健全化と申しますと縮小していくようなイメージがございましたけれども、そうではなくて、限られた財源の中で行政経営という視点に立ちまして鳥羽市としてどの道を選択していくか、そして、そこにどのように集中していくかということで小さくても真珠のようにきらり輝く鳥羽をつくっていくことを目的としておりますので、持続可能な行財政運営により市民の幸福実感が得られるまちづくりを進めますということで、ぜひ議員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

少し長くなりましたが、財政健全化の集中取組の説明を終了します。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 続きまして、令和2年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

本年度は、財務係におきまして、地方財政の実務誌で紹介されました大阪府の門真市へ8月に行政視察を行いまして健全な財政運営について学ぶとともに、10月には東海財務局の津財務事務局の財務課長を講師に招きまして財政に関する勉強会を開催しております。財務担当としましては、健全な財政運営を学ぶとともに鳥羽市の財政状況について、職員への周知に努めております。

それでは、初めに令和2年度予算編成方針における主な特徴3点を申し上げます。

1点目は、消防庁舎建設事業や市民体育館増築事業等において、既に設定をしております債務負担行為限度額が高額となっております。さらに、その事業に対する起債が主に過疎対策事業債を予定しておることから、仮に令和2年度の過疎対策事業債の国からの配分見込み額を令和元年度と同程度の5億5,000万円と見込んだ場合、債務負担行為における事業分で既に約5億3,000万円分が方向づけされている状況です。このことから、起債の総額それから対象事業の選択、起債の種類の検討を慎重に行う必要があります。

2点目は、政策経費における一般事業の削減。具体的には、各種委託事業、補助金、内部管理計画について2億900万円の削減を目指します。

3点目は、重点施策以外に市長ビジョン事業枠として5,000万円を新たに創設しております。

令和2年度も元年度と同様、大変厳しい予算編成となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、北村課長補佐と中村係長のほうからご説明を申し上げます。

○木下順一議長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 それでは、事前にご送信しております鳥羽市全員協議会企画財政課2の資料をごらんください。

今から、基本方針と編成要綱、フレームまで、あわせて20分で説明をさせていただきます。時間制限の関係上、要点のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度当初予算編成基本方針、1、鳥羽市の財政状況、1、これまでの財政推移の①歳入の

ところをごらんください。

2行目になります。自主財源である市税が10年間で8.7%減少し、依存財源である国からの地方交付税などで補っているということになっておりまして、下のグラフの右の真ん中あたりに四角囲みで10年間で市税がマイナス2億6,900万円減っている、それに対して交付税が5億6,400万円増加しているということが見てとれます。

続きまして、2ページをごらんください。

2ページの上から3行目です。本年6月から全国一律で新たな基準による返礼品が始まり、本市においても9月から少額での真珠製品が復活したことで、寄附金額持ち直しの兆しが見られる。しかし、不安定な財源に変わりはなく、ふるさと創生基金繰入金（ふるさと納税分）を原資とした施策は財源に見合った見直しや統廃合を検討していく必要があるとしております。

真ん中の、ふるさと納税寄附金額の表をごらんいただきますと、平成28年度に5億4,600万円という寄附金額がありましたが、昨年度の平成30年度は1億7,800万円にまで落ち込んでいるという状況で、また、この9月から真珠製品が復活して令和元年度は3億円で予算を出しておりますけれども、今、それに向けてふるさと納税を頑張っているという状況でございます。

続きまして、3ページごらんください。

②の歳出でございます。

2行目です。特に、社会保障費の増加により扶助費が約1.45倍となったほか、繰出金も約1.4倍となっているということで、平成21年度から平成30年度に比べまして、またグラフの真ん中で四角囲みしてあるところ、人件費や投資的経費が大きく削減している一方、扶助費や繰出金がふえているという状況で、歳出総額としては変わらなかったとしても、性質そのものが変わってきているという点に注意をする必要があります。

続きまして、4ページをごらんください。

③財政調整基金です。

上から4行目のしかしというところからです。歳入に寄与したふるさと納税寄附金が失速したものの、歳出の抑制を十分図ることができなかったことから、平成29年度は1億7,000万円、平成30年度は1億6,000万円を取り崩して充当せざるを得なかった。さらに、平成30年度から都市計画事業基金を造成した影響もあり令和元年度積み立てが1億2,670万円となり、結果的に取崩額が積立額を上回り基金の目減りを招いている。現状の状態が継続すると仮定した場合、毎年取り崩し1億5,000万円、積み立て5,000万円で見通しを立てると、令和3年度には基金残高が標準財政規模（64億円）の5%（約3億2,000万円）まで枯渇し、再び危険水準に達するおそれがあるということで、下のグラフをごらんいただきますと、折れ線グラフで平成28年度に財政調整基金7億1,300万円までいきました。これは、やはりふるさと納税とのリンクをしているところでして、そこからこの折れ線グラフが右肩下がりになってきていると。平成30年度9月議会での決算で5億7,700万円まで減ったわけなんですけれども、もしこのままこの太字で書いてあるとおり、取り崩しを1億5,000万円、積み立てを5,000万円、差し引きですと1億円の取り崩しを続けていきますと、令和3年度に3億2,200万円まで減っていくと。これは、先ほど申したとおり標準財政規模の5%ということで非常に危ない状態に陥る可能性があるというところですよ。

続いて、5ページごらんください。

2の今後の見通しになります。

上から4行目、その後、令和3年度から始まる第6次鳥羽市総合計画の人口推計結果（案）では、2025年に本市の総人口は1万5,410人にまで落ち込むと予想し、4年前の推計より約10%人口減少率が進行していることがうかがえるという、人口ビジョンよりも早く人口の減りが早いということになります。

次、6ページごらんください。

1行目です。また、15歳から64歳までの生産年齢人口比率は、2021年の50%から2041年には40%まで下落すると予想されているということで、先ほど高浪副参事からもありましたが、人口全体が減るといっても問題ですけども、特に問題なのが生産年齢人口が大きく減少するところが非常に問題であるということです。

次、7ページごらんください。

そういった問題がある中で、令和2年度の当初予算編成基本方針についてです。

1、一般会計の当初予算編成、①人口減少と少子・高齢化に対応した行政と地域のあり方については、昨年と変わりませんので、この部分は説明を割愛させていただきます。

②の総合計画等の実現に向けた事業の取り組みです。

第5次鳥羽市総合計画に示す真珠のようにきらり輝く鳥羽を目指してまちづくりを進めている中、令和2年度は後期基本計画の最終年度に当たります。

2行飛ばしまして、また、現在、鳥羽市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）を策定中であり、8ページです。令和2年度から5カ年戦略として取り組む予定であることから、整合性に留意することとしております。

③の財源確保等に向けた取り組みの推進につきましては、昨年と大きく変わりませんので割愛させていただきます。

次、④の重点施策による予算配分の考え方です。

ここがこの基本方針の一番の目玉となっております。ここは全文読ませていただきます。

以下を重点施策として予算配分するので、積極的に検討すること。なお、別途通知した市長ビジョン事業枠については優先的に配分する。

1、2040年の人口減少問題に対応すべく、特に生産年齢人口の減少率を食いとめるため、これまで本市が行ってきた子育て支援施策や移住・定住施策のほか、都市部の住民が継続的に多様な形でかかわる関係人口づくりに結びつく施策と。

この関係人口のところに米印の1として、下に注釈を入れてありますが、ここを少し補足させていただきますと、国は東京からの一極集中を脱却すべく、地方創生を打ち出してさまざまな施策を展開してきておりますが、実際、国のほうもむしろ東京一極集中が強まっている状況だと、東京への転入のほうが増加しているということで、正直失敗に終わっているという状況の中で、新たな考え方でこの関係人口というものを出してきております。ここの下に書かせていただいているとおりで、それに従って、鳥羽市としても人口が減っていく中で、すぐに移住・定住に結びつけばいいんですけども、なかなかそういうのも難しい中で、この関係人口と

いうのをまず進めていこうというふうに考えております。

続きまして、2番の地域経済循環や事業承継問題等、持続可能な市内産業育成に寄与する施策。

地域経済循環、漏れバケツ理論につきましては、昨年の重点施策でも出しておりますので説明は割愛させていただきますが、新たに事業承継問題というのが出てきております。これは、人口が減っていく中で市内で事業をされている方が、もう自分の代でその事業をたたんでしまうということで、ここについて、何とか事業を家族の方がつないでくればそれが一番いいのかもしれないですけども、なかなか家族の方も都市に出ていってしまったりして継ぐ人がいないという中で、第三者が事業を継ぐというようなことも選択肢としてあるというところで、この事業承継というものを何とかつなげることで、市内の産業育成につなげられればというふうに考えております。

続きまして、3番目です。これまで実施してきた地域共生社会の実現やとばびと活躍プロジェクト、海藻文化革命、海女文化を活用した地域活性化プロジェクト、中央公園リノベーションの質を高め、充実することでより地方創生を加速するための施策につきましては、これまでの事業を踏襲する形になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

4番目です。Society 5.0の実現に向け、シェアリングやスマート化により地域課題を解決する施策やAI、ICT、クラウドを活用した次世代型行政サービスの実現に向けた取り組みということで、このSociety 5.0につきましても、米印の2で注釈を次のページに打っておりますけれども、実は、6月に政府が閣議決定をしております骨太方針2019、国の毎年出している方針があるんですが、この方針におきましてSociety 5.0を進めるというのが一丁目1番地として出てきております。地方のさまざまな課題に対して、こういった技術革新、イノベーションを使って課題を解決するということで、これに伴ってさまざまな各省庁の施策が今、概算要求のほうで出てきておりますので、鳥羽市としても補助金等獲得していく中で、このSociety 5.0を進めていくというところを明確に打ち出しております。

続きまして、5番です。法定外税の導入や資産の貸し付け、売却、活用のための調査研究による新たな自主財源確保のほか、地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図る稼げるまちづくりを推進する施策。これにつきましては、昨年と大きく変わりませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、9ページにつきましては、2番の特別会計の当初予算編成方針、3番の企業会計の当初予算編成方針につきましても、大きく変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、4番の予算編成要綱につきましては、資料の3をごらんいただき、説明のほうは中村係長からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○木下順一議長 中村係長。

○中村係長 それでは、予算編成要綱についてご説明をさせていただきます。

資料ナンバーは3番をご確認ください。

まず、1ページ目の一般的事項です。

1番目に関しましては、昨年と特に変更はないんですけども、特に災害等に伴う緊急に必要な経費など、真にやむを得ないものを除き、一般的に補正は行わないものと記載させていただいております。

次に、2番目です。各省庁の制度改正、重点施策等、既に出てきておりますので、こちらの部分に関して十

分に内容を把握するとともに、適切な対応を行うこととするように記載をさせていただいております。

3番目から8番目については、特に変更がございませんので割愛をさせていただきます。

次に、2番目の歳入に関する事項の部分です。

1枚めくっていただきまして、2番目の⑦の市債の下段部分に令和2年度の表記をさせていただいております。こちらは、過疎対策事業、ハード分の国からの配分見込みを5億5,000万円という形で見込んでおりますので、こちらの部分を起債として追加をさせていただいております。

続きまして、3ページ目の3番、歳出に関する事項のところですが、総括部分の下から3段目のなおの部分を追加しております。こちらにつきましては、特にハード事業の大規模事業につきまして、実施計画による事業を基本とするとか、特にその後の令和2年度一般財源見込みの推計に基づく各課のところ、特に各種業務委託とかシステム等の管理経費につきましては十分に内容を検討することと記載をさせていただいております。

続きまして、①の人件費のところの部分です。中段以降のまたというところが新たに加えさせていただいております。

会計年度任用職員制度の開始により、7節の賃金制度が廃止になることから、節01及び02の給料等で計上という形になってきます。会計年度任用職員につきましては、事務分掌の見直しなど、極力削減に努めるものとして、継続的に雇用している職員につきましては、業務の見直しや配置形態等を見直して、最小人数の人員で要求することとさせていただいております。

2番目につきましては、特に変更がございませんので割愛させていただきます。③の旅費につきましては、先ほどの人件費と同等になってくるんですけども、制度改正によって会計年度任用職員の一部の職種による通勤手当が費用弁償の計上となることから新たに創設しておりますので、雇用形態により計上をさせるよう記載をさせていただいております。

以降につきましては、大きく変更がございませんので割愛をさせていただきます。

続きまして、令和2年度当初予算の一般財源ベースの見込みの部分となります。

資料ナンバーは4番になりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

表面には歳入、裏面には歳出という形で記載をさせていただいております。

歳入の地方一般財源収入の中の大きな変更点といたしましては、市税収入の部分で、市民税、たばこ税等々が減少となるものの、固定資産税のほう、特に償却部分での増額を見込んでおります。

続きまして、地方消費税交付金につきましては、増税分を見込み前年度比9,800万円の増額を見込んでおります。

続きまして、中段より下、上段部分の財政調整基金繰入金の部分となっております。先ほど来、説明もありました財政健全化の目標数値も見すえてですね、前年度比1億円減の7,500万円を見込んでおります。

続きまして、その下段のほうのその他一般財源部分となっております。大きくはふるさと創生基金の部分となっております。まだまだ制度改正等によりまだまだな部分なところもあろうかとは思いますが、前年度の残高見込み、今年度の寄附金見込みを予算額ベースで、現在のところ、見込みをさせていただきまして、前年度比3,800万円の増額を見込んでおります。

歳入部分で、全体で75億9,400万円で、前年度比300万円の増を見込んでおります。

続きまして、歳出ベースのほうになります。

まず、上段のほうの、経常経費のほう、義務的部分で大きく数字が伸びております。こちらは、会計年度任用職員の制度改正によって、嘱託職員の賃金、臨時職員賃金を全て人件費での計上という形となることから、義務的経費のほうへ計上をさせていただいております。

続きまして、政策経費の繰出金の部分になります。各特別会計への繰出金の見込み調査により算出しており、前年度比5,100万円の増額を見込んでおります。

続きまして、中段の一般事業の部分になります。こちらも財政健全化会議による各課への目標と事業の整理の部分で2億900万円の減額を見込んでおります。

続きまして、債務負担行為設定事業につきましては、市民体育館の増築事業や消防庁舎建設事業に伴う設定済みの金額から算出し、前年度比1億4,400万円の増額となっております。

続きまして、特定事業や前年度重点事業等の欄では、新たに市長ビジョン施策を創設しておることから、前年度比2,400万円の増となっております。

歳出の一般財源ベースにつきましても、歳入同様75億9,400万円を見込み、前年度比300万円の増となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○木下順一議長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 続きまして、資料のほう、一つとんでいただきまして6をごらんください。

これは、予算編成方針とは直接リンクはないんですけども、令和2年度の当初予算編成における説明資料の件につきまして説明をさせていただきます。

この6の2ページ目をまずごらんください。

これまで、当初予算の予算書と一緒に予算説明資料というものをつけさせていただきまして、予算の説明の際は予算説明資料を中心に説明をさせていただきました。各課においては、この予算編成資料をつくるときに、ここ書いてあるとおりに中事業を中心に財源であるとか事業の内容を書いてきていたんですけども、課によって書き方に、量とかその内容にばらつきがあったり、別途また資料を作成したりということで、なかなか市としての統一性が図られていないというところがありました。

それから、この資料を作成する際に、2月の中旬ごろに財務係が取りまとめてつくっているんですが、正直、かなり切羽詰まった状況でつくっている中でなかなかこれをつくるということに対して非常に時間的余裕がない中で、ミスがないかぎりぎりのタイミングでつくっているという状況もあります。

そういったことから、この予算説明資料を少し来年度は変えさせていただきたいと考えておりまして、1ページのほうに戻っていただきますと、記入例、二役ヒアリングシート兼当初予算説明資料とあります。これは、他市の例を参考にさせていただいておりますが、今後、予算説明資料につきましては、新規事業と拡充事業につきましては、丸々1ページをつかってこのような形で事業の概要であるとか目標とか予算情報を掲載していきたいと考えております。

大きな変更としては、例えば事業の概要のところ写真が入っていたり参考情報のところにグラフというか表が入っていたりグラフが入ったりというような見やすさの追求というところがあったり、全体を1ページで



表示することによって中身をしっかりと書いていけるというようなことになっております。

残りの継続事業につきましては、2ページ目のこれまで使っていた中事業のこの表を使っていくんですけども、昨年までは、今1ページ4中事業書けるようになってはいるんですが、実際は昨年まではこれを改編して、例えば1ページに2中事業であったり各課でさまざまな書き方をしていたんですけども、今後は継続分に関しては1ページ4中事業を崩さないということになりますので、課によっては少し内容を圧縮して書いていただくようなことになるかもしれませんが、基本的にはもう継続事業はこの1ページ4中事業でいきたいというふうに考えておりますので、参考情報としてお知らせさせていただきたいと思います。

以上です。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきましてご質問やご意見はございませんか。

それでは、説明順に財政健全化に向けた集中取組についてから。ご質問あれば、今、説明いただいた順番で。

(「どれぐらいのボリュームで議長考えているか」の声あり)

○木下順一議長 時間的なこと。20分程度、全体で。

いかがでしょうか。

世古議員。

○世古安秀議員 企画財政課長と一緒に、この間、熱海市の市長、齊藤栄市長にも直接お伺いをして財政健全化の取り組み、14年ぐらい前からの取り組みで財政も基金も相当ふやして、観光客もV字回復をしたと、そういう取り組みを伺ってまいりましたけれども、そこでいろいろな話を聞いて、今回の財政健全化の取り組みについて市の職員と議会のほうもきょうは聞かせていただいたわけですけども、あとはやっぱり市民に対してもこういうふうにやりますよというふうな取り組みは熱海市のほうでも齊藤市長は十分に各町、区域を回って説明をしていたということでしたけれども、今回のこの取り組みについては、市についてはそういう市民に対して、あるいはいろいろな各種団体に対しての説明というのはどういうふうに考えているのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 まずは、広報とばを充実した形でわかりやすく説明をしたいと思っています。

それから、ホームページ等もありますけれども、あと補助金関係、使用料関係もありますので、関係するような団体さんについて事前に十分説明をしていって、実際、着手するのは少し時間的な余裕も設けていますので、そういった事前の周知含めて時間をかけてやっていきたいと思っています。

あとはその各担当課が工夫もいりますので、そういったこと含めてやっていきたいと思っています。

以上です。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 広報とばとかホームページとかで周知するというふうなことなんですけれども、なかなかそういうふうなのを十分に見て理解できるというふうな人も少ないかと思っておりますので、できるだけ直接市民の方々とかそれから団体、団体は先ほども直接行って説明するというふうなことでしたけれども、市民に何らかの説明をして理解を得るというふうなところがちょっと必要かと思っておりますので、その辺はまたちょっと検討してい

ただきたいと思います。

○木下順一議長 他にございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、2点お伺いします。

財政健全化に向けた集中取組、令和3年度からということでしたけれども、今までやっていた事業を枠の中でスクラップしながら新しいものを取り入れていくのではなくて、これもう一旦全部ゼロベースから全部放り出して必要なものは何かというところから見直すという考え方でよろしいでしょうか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 そうですね、先ほどコップの中を全部外に出すというふうにご説明申し上げましたが、一旦ゼロベースにして外に出して、優先順位をどうやってつけるかというのは六つのフィルター等ご用意しましたので、それを参考にしながら、今の時代、2040年に向かっていく今、何が必要かというのを考え直すというふうにしていきたいなというふうに思っています。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 となりますと、先ほど世古議員との話も関連なるかと思うんですけども、市民の方に、今、大きくかじ取りをする中で十分な説明がやっぱり必要やと思いますけれども、その点について、今後、きちっと説明していく必要があるかと思っておりますけれども、その辺のところ改めてよろしく。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 こちらの絵にもありますが、全部出すと言いましても恐らくこのように同じような事業、拡大するなり縮小するなり発展する、それからもう十分効果が得られたので外に出すという考え方になるかと思っておりますので、400の事務事業が全て新しくなるというわけではございませんので、そのあたり、事業にかかわるような市民の方、団体の方等には企画財政課はもちろんですけれども、各担当課から十分に説明をして事業の組み立てをしていくことになると思います。

ですので、補助金なんかを中心に各団体へ十分な説明ができますし、関係する市民の方には、その都度、その都度、説明ができるかと思っております。

全体には、やはり課長申し上げましたが、広報とばとかそういった媒体を使いましてわかりやすく説明をしていきたいなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 補助金に関して、原則3年程度の周期を設定するというふうに話が出ていましたけれども、今やられている事業も含めてということだと思っておりますけれども、その点に関しては非常に説明が要るかと思うんですけども、それについて、それはその方向性でいくということではよろしいのでしょうか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 補助金の関係、3年間でということはなかなか実際は難しいと思います。

ですけれども、一旦、3年の枠をつくっていただいて、また、その中で3年間でいける場合もあります。それから、難しいケースについては、なぜ難しいとかそもそもこの補助金は何とかかそういったこと、それとリニューアルをするとか、そういったことを含めて検討したということです。これは監査の中でも監査委員さん

からありましたけれども、実際、専門的に補助金のことをやれていましたけれども、この補助金においては難しいと。ただ、今申し上げたような形で進むべきやというような方向づけもありましたので、うちとしてはそういう形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 3年をめどに一応きちんとした事業計画を見直して立てるとのことだと思うんですけども、一応、あくまでも原則ということによろしいでしょうか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 今、言われましたとおり、事業計画というのは非常に重要だと思っております。調査した結果、99%が終わりなき補助金でございましたし、あと市民の方が自主的に行う事業に対しての行政の支援でございますので、市民の方、団体が自立していくための支援だと思っておりますので、事業計画をしっかりと立てて3年間程度、5年間になることもあろうかと思いますが、そのあたりでしっかりと補助金なしでやっていけるような組み立てが必要だと思いますし、行政もそれに対してお金だけではない支援もやっていくのかなというふうに思います。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。

○木下順一議長 他にございませんか。

山本副議長。

○山本哲也議員 すみません、説明前に正副はいただいていたんですけども、後で配っていただいたアンケートについてになるんですけども、いいですか。

アンケート、これフィルターの一つになっているところになるのかなというふうに思うんですけども、中身見させていただきますと。分母531の方に回答していただいておりますが、例えば年代別で見ますと40代以下のところが足して見ると大体22%ぐらいの数になるのかなと。10代に至っては0.4%なんで、多分これ2人の回答になるんです。それぞれ20代とかが大体20人ぐらいですとか、若い世代の回答が22%というところで、50代以上、例えば60代、70代でもう半数以上の声が60代、70代以上の方の声やというところになっているんですが、じゃあ、これで、例えば全体的に531人から声をいただいているのでサンプルの数としてはそこまで大きく中身は変わらないのかもしれないですけども、じゃ、年代別でどうなんやろうといったときに、これ十分な数じゃないのかなというところがあるので、若い方とかという部分の声とかという部分はもうちょっと意識してとりにいっていただかないと、本当にこれから鳥羽で生活していくという方々になってくるかなと思いますので、その辺はもうちょっと何とか声を拾う努力とかという部分をしていただきたいなというのと、あと、さっき課長も広報等でお知らせをしていきたいということなんですけれども、アンケートにも広報を見ているとか行政放送見えていますか、ホームページ見られていますかというアンケート入っています。

余り、多くて半分ぐらいののかなというところなので、広報の周知の仕方一つもぜひ工夫をしていただいて、アンケートもしっかり分析して生かしていただきたいなというふうに思います。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 今、副議長言われましたとおり、悩みの種でございます。

やはりアンケートなどもやはり高齢者の方が非常に多くて若い方の意見が少ない状況にありますけれども、何とか改善をしようかとは思っておりますが、なかなかずっとこのような状態でございます。

今回六つのフィルターを用意しました。ここには市民アンケート、十分に取り入れていきたいというお話をさせていただきました。ですが、高齢者の結果が多いというふうになっておりますが、これ、今年度でございまして、毎年こういったフィルターを用意するのかなというふうにも思うんですけれども、今、第6次の総合計画を策定していく途中でございます。市民会議であるとかちょっと考えているのはイベント、市民の方多く集まる場所へインタビューに行こうかなというふうにも考えておりますので、そのあたりでできれば若い方であるとかの意見を聞きに行きたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○木下順一議長 できたら成人式なんかでも聞かれるとよろしいかなと思います。

他にございませんか。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 財源不足を補っていくという形の中で事業を洗い出して財政健全化へ向けてという取り組みとなってくると、やはり補助金の見直しとかこのようなどちらかという絞るという方向に行きがちなんですけれども、それも当然やっていくべきことだとは思うんですけれども、やはりこの事業についてはしっかりやっていきますよということについても明確に同時に出していく必要があると思うんですけれども、これをただ絞るだけで進めていくと本当に市民に嫌われるということになり得ると思うので、このあたりにはちゃんとやっていきますよというのやはり同時に明確にしてほしいなと思うんですけれども、そのあたりについて答弁があればお願いしたいんですけれども。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 重点事業とか重要事業の情報発信とかその打ち出し方、このあたりも非常に課題でありながら工夫をしています。

ただ、それが十分かというはまだ足りませんので、今、申し上げたそういった例えば市の4本の推進交付金の事業なんかやっていますので、そういった特徴あるものができたら雇用のほうにつながっていくようなものに持っていきたいと思っていますので、そのあたりも含めて、これから、例えば令和2年度、こんな事業ですよというものになれば、そういったものを市長先頭に声高らかに発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 そのあたりを明確に出しながらということで進めていってほしいなと思います。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 報告を聞いていますとコップ理論など400事業を全部外に出すわけだから、ある意味今回の行財政改革案というのは革命的な案だというふうに思いました。議会としてもしっかり吟味、検証が必要だなというのが僕の印象です。

そこで、2点お伺いしますけれども、1点目はこの案を7月から8月にかけて市長、副市長と課長、それから次いで係長級まで、財政担当の、説明したということでした。その場で、こういう案ですから異論、反論、暴論、極論飛び交ったというふうに思うんですけれども、そういう雰囲気になったんでしょうか。それとも、そういう場では粛々と聞きおくというような雰囲気だったんでしょうか。雰囲気をちょっと紹介してください。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 第1回の会議を終了した後、市長が私のところへ来まして、きょうの会議は非常によかったと市長のほうから珍しく褒めてもらいましたので、その日は結構意見が出ました。先ほど出てましたように、例えばそういった市の財政状況等、十分に市民に知らすべきではないかとか、そういったことも出ましたので、時間的には2時間を超えるような中で、最近にないぐらい意見は出ました。

以上です。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 それは期待しておきます。

2点目ですけれども、この補助金、負担金、これは毎年議会に対しても検討結果、A、B、C、Dまであったのか、これが出ております。ほとんど廃止、縮小というのは、C、Dというのはなくて、これはもう誰が考えても事業としては終わるだろうというものにほとんど限られていたというふうに思うんです。

今回の補助金の改革案を、これまでのように各課に任せておけば、僕は従来を踏襲していくんじゃないかというふうに思うんです。よほど事業仕分けのような強力な権限をもったところがこういう補助金はもう必要ないということにしないと、各課のシートに任せておいては、僕はほとんど進まないんじゃないかというふうに思います。

そのあたりを第三者委員会的なものもしくは議会、議会もなかなかこれは難しいんです。いろいろな利害関係があって、この団体の補助金、僕はこの団体補助金カットしたれと決算でも言うたけれども、なかなかそれは合意に至りませんでした。難しい面があるというふうに思います。

ですから、補助団体、何百という団体あると思いますし、億単位の補助金だというふうに思うんですけれども、それにメスを入れるというのはよほどの名医が鋭いメスを持たなければ僕は不可能だというふうに思うんです。どういうふうにするつもりなのか、そこが定かに見えなかったんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○木下順一議長 高浪副参事。

○高浪副参事 こちらに書きました評価、検証、見直し等というところですが、原則的に終期設定とあわせて三、四年ごとに見直しチェックシート、チェックシートと言いますと少し軽い感じもしますけれども、そのあたりを活用しまして十分な見直し作業に取り組んでいきたいとは考えてはおります。

今までもA、B、C、Dをつけておりましたので、あれがチェックシートかと言われるとそうかもしれませんが、ガイドラインに沿ってチェックをしていきたいな、評価、検証、見直しをしていきたいなと思っております。

先ほど2分の1を原則とするとか3年を原則とするとか数字的なものを出しておりますので、そのあたりも見ながら、戸上議員言われたように、各課に任せておくとうどんなんだろうというご心配もあろうかと思えます

が、そのあたりはしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

○木下順一議長 戸上議員、よろしいですか。

○戸上 健議員 再質問、お聞きしませんけれども、今回の報告を聞いていまして、僕は鳥羽市の行財政を人間ドックに入れて、そしてもう全面的に放射線も照射してレントゲンもかけて洗い出しておるという印象を受けました。ですから、そのアクティブな姿勢は、それは僕は評価します。

問題はさっきのように、本当にやり切るためにはある意味冷酷な課にならざるを得ないと思うんです。企画財政課は。そやもんで、その覚悟と情熱と決意、それにかかっているというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 あと予算編成要綱……

(何事か発言するものあり)

○木下順一議長 あくまで基本方針とかについてあれば。

河村議員。

○河村 孝議員 令和2年度の当初予算編成基本方針の資料、企画財政課の2というやつ、その8ページのところで、④の重点施策による予算配分の考え方のところで、(5)法定外税の導入や資産の貸し付け、売却、活用のための調査研究による新たな自主財源確保というところ、さっきは軽く説明の中で飛ばされたんで、ただ、議会からの提言でもあったように非常に重要なところなんで、その辺を今の時点で具体的にどのように考えているのか、細かいことがまだ決まっていないということであればどういう方向を目指したいというところを教えてもらえればと思うんですけれども。

○木下順一議長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 実は、この部分、特に法定外税のところは去年も調査、研究は入れさせていただきました。

法定外税といいますが、鳥羽市が今導入できる法定外税は宿泊税しか多分ないだろうというふうに考えています。ただ、ここに関しましては、例えば北海道の倶知安町であるとか、最近では奈良市がもう導入をかなり前向きに検討しているという記事も見ましたが、ここに関してはやはり観光サイドとの十分な調整が必要になってきますので、もちろん財源としては非常に鳥羽市としてはありがたいと思うんですが、実際に導入するまでのスキームを相当詰めていかないとさまざまな困難な事例が出てくるかと思っておりますので、それに向けて十分調査、研究をしたいというふうに市としては考えております。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 そのように進めていただきたいなと。非常にハードルの高いところであるというのは承知しているんですけれども、要するにスクラップの部分を手だけ切り込むのであれば、その覚悟を持って歳入の部分も考えていかないとバランスがとれないだろうと思うんです。そこは勇気を持って話し合いに出るまでの研究を進めてほしいなというふうに思うのが1点と、この資産の貸し付け、売却、普通財産のところになると思うんですけれども、その辺の方向性みたいなものがあればちょっと教えていただきたいんですけれども。

○木下順一議長 北村課長補佐。

○北村課長補佐 これまでも新たな資産のこういった活用等は編成方針の中でも触れていたんですけれども、正直なかなか、ことしの決算委員会でも自主財源の確保等についてどう考えているのかという質問もありました

が、各課で考えてはいただいていますけれども、なかなかない中で、例えば神奈川県の秦野市さんなんかは公共施設を民間に貸し出すような手法を取り入れたりということもされておりまして、まずはそういった他団体がどういった稼ぐ方法を活用しているのかというのを調査、研究するという点でここに明記をさせていただきます。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 高浪副参事からの説明でもあったように、公共施設のもう使われていないところを学校も含めて地図に落とし込むという話があったかと思うんです。

一方で、学校施設なんかは今までなかなか基準も厳しかったけれども、目的外使用も認められつつあるんで、そういった財産も含めてどういうふうに貸し付けができてどういうふうに事業が展開できるのかということも含めて、広い視野で研究して行ってほしいなと思うんですけれども、課長、いかがですか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 河村議員と私、同じ小・中学校ですけれども、今、中学校のほうは閉まっています、今度、小学校のほうも1年半位で閉まっていきます。

そういう中で教育委員会のほうも当然考えておると思いますけれども、例えば鏡浦小・中学校をどうしていくんやという問題あります。そこ、やっぱり行政サイドと地元のほうも知恵を出しながら、地元の方とか地域が活性化するようなそういった妙案がないものかということを考えていますので、引き続きそういったことを教育委員会とも検討したいと思っています。

以上です。

○木下順一議長 河村議員、まだありますか。

○河村 孝議員 最後で。

○木下順一議長 じゃあ。

○河村 孝議員 非常に自主財源の確保という部分が重きを占めてくるのではないのかなというふうに思うので、民間が参入しやすい形で何ができるのかということを引き続き研究していただきたいなと。また、それがちゃんと実を結ぶような事業に展開できればなというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、④監査指摘事項への対応(債務負担行為の設定)についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしくお願いいたします。

監査委員からの指摘における債務負担行為の設定についてという資料をごらんください。

平成30年度の定期監査におきまして、契約事務を所管する総務課に対し、監査委員さんより検討事項としての指摘がありましたので、検討結果並びに今後の考え方について説明をさせていただきます。

指摘事項という表現をさせていただいておりますが、厳密に申しますと監査基準では指摘事項という項目ではなくて所見という区分になりますので、ちょっと事前に言わせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、黒丸の平成30年度定期監査におけるというところの下、これが原文となっておりますので読み上げさせていただきます。

年度当初に契約締結を必要とする委託等業務において各課の契約事務処理を確認したところ、4月1日の契約締結を行うため1者から見積りを徴し随意契約を行い、5月に指名競争入札を行っているが落札業者は4月1日に契約締結した業者であった。

年度開始後直ちに委託業務を行わなければならないという事情があつての処理方法ではあるが、地方自治法では、契約事務の執行は公正さが最も求められているものであり、経済性を確保する観点から一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約による場合は政令等の要件に該当していなければならない。このようなことを鑑みると、当契約方法には疑義が生じるところである。関係部署と検討を重ね、契約事務の適正化と全庁的な共通認識を図りたいということでございました。

現在の状況を説明させていただきます。

具体的な例を申し上げますと、ご家庭から排出される可燃ごみの収集業務につきまして、民間委託で実施しております。新年度の当初である4月1日からごみの収集業務を行う必要があるものでございます。

しかし、新年度当初である4月1日に入札を行い、同日から業務を委託するという事は、入札参加業者に対し見積もりの期間を与えないということになりますので、このような入札は行えません。

そこで、新年度の初日、4月1日から業務委託を行うために前年度の受託業者と4月の1カ月分のみ地方自治法の施行令によるものですが特命随契を締結し、5月以降から翌年3月までの11カ月分の業務について入札を行い、受託業者を決定し、業務を執行しております。

総務課で申しますと、庁舎の清掃業務であったり広報とばの印刷業務等がこれに当たります。

資料の真ん中の囲みの中の現在の契約というところの図がそれに当たります。

4月1日と書いてありますけれども、1カ月分を特命随意契約によって委託と、これ前年度の業者ということになります。それから、この4月中に入札を行いまして、5月1日から3月31日までの11カ月分を指名競争入札ということにさせていただいております。

この方法につきまして、監査委員さんからは疑義が生じるところであり、関係部署と検討を重ね、契約事務の適正化と全庁的な共通認識を図りたいという所見がありました。

これを受けまして、企画財政課を初めとする関係課と協議を重ねた結果、現年度に債務負担行為を設定し、次年度の12カ月分を競争入札にかける体制を整えたというものでございます。

下の図をごらんください。



債務負担行為設定後の契約（案）とあります。案ということですが、12月の議会のほうで次年度の12カ月分について指名競争入札を行い、契約締結。ただし、契約年度での支出はゼロ円であり、契約期間は4月1日から3月31日となると書いてありますけれども、ここの12月議会で債務負担行為の設定をお願いさせていただきまして、この間に入札に入ると。実際の事業は4月1日からスタートするというようお願いをするものでございます。

該当する業務委託につきましては、12月の会議において債務負担行為の設定をお願いさせていただき、お願いさせていただくことで4月中に集中していた事務を前倒して行うことができ、業務量の平準化が行え、入札参加事業者に対し比較的余裕を持った見積もり期間を与えることも可能となります。

債務負担行為を設定するそれぞれの業務内容につきましては、12月の補正におきまして上程させていただき、予算決算常任委員会において各課より説明させていただきますので、その際にはご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきましてご質問やご意見はございませんか。

河村議員。

○河村 孝議員 監査から指摘があった以上、そのような方向に進めていってほしいなというふうに私は思います。

ただ1点、監査からも指摘があるように、原則一般競争入札というところをされているのを次の債務負担行為においても指名競争入札にする、そういう意味があると思うんですけれども、その辺をなぜ指名競争にするのかというところをここで明らかにしておかないと市民からの疑義が生じると思うので、その辺をしっかりと説明していただきたいなと思いますけれども。

○木下順一議長 総務課長。

○中村総務課長 一般競争入札で応札がしっかりしないから、あれば特に問題はないとは思いますが、指名競争入札で市内の業者さんにお知らせをすることによって来てもらいやすいとかそういう配慮も考えた上でのことでございます。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 前回の給食の件でもあったと思うんですが、まず1点は公平性を担保しなきゃならないということと同時に域内循環と、市内の業者さんを育てるところも行政としては考えの中には入れていかなきゃならないということで、公平性を担保しつつそういう域内にお金が落ちるところも考えた上での指名競争入札という方向性でよろしいですか。もう一度確認です。

○木下順一議長 総務課長。

○中村総務課長 はい、そのとおりでございます。

○河村 孝議員 以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 これ、事業数としてどれぐらいの数を見込んでいますか。教えてください。

○木下順一議長 総務課長。

○中村総務課長 来年度に向けて12月補正というお話を今させていただきましたけれども、今現在、予算編成途中ということでございますので、企画財政課預かりということになると思います。前年度で踏まえて考えますと10事業程度はあるかなとは思っております。

○世古安秀議員 はい、わかりました。

○木下順一議長 奥村議員。

○奥村 敦議員 監査委員ではなく個人的に参考までに意見述べさせていただきたいんですけども、今回提出いただいた内容につきましては、もう全くこのとおりにいただければいいと考えております。

ただ、一般廃棄物とか清掃業務に関しましては、平成16年、自治法一部改正があったと思うんですけども、長期継続契約の範囲拡大ということによって官庁の清掃とかが長期継続契約ができるようになりました。

そこで、その自治法の改正の中でも167条の17なんかは、ある程度、それ条例にも定めないとだめなんですけれども、本市の条例、ちょっと見たところによりますと、しっかりと縛り過ぎていて使えるとすれば第2条の4、前3項に定めるもの以外というところしかないんですけども、18年に条例改正されていますけれども、本来であれば余りがちとした条例じゃなくて役務提供を受ける契約というふうになっていますので、それを1年を超える継続契約にする、役務の提供を受ける者であって必要と認められるものという一文があればよかったのかなと思いますけれども、債務負担行為を上げるのは別に問題ないですけども、長期継続契約にすれば債務負担行為を要らないと思うんです。

ですので、印刷とかというのは無理だと思いますけれども、一般廃棄物とか清掃業務というのは、僕はこういう長期継続契約も一つの考えのところに入れていただければどうかという、個人の感想でございます。

以上です。

○木下順一議長 総務課長。

○中村総務課長 ご指摘ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

長期継続契約は、議決案件ではございませんので、事務手続上は、今、ご提案いただいたスタイルのほうがスムーズにということも確かにあると思います。

ただ、債務負担行為を設定させていただくことによりまして、受けていただく業者さんにとっては担保されるという部分もありますので、そういった意味では、今のやり方が逆に丁寧になるということかなとも思います。

今後、それも含めて、ご意見踏まえていろいろ検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○木下順一議長 奥村議員。

○奥村 敦議員 私、債務負担行為を要らないと言いましたけれども、別に長期継続契約であっても債務負担行為やっちはいけないという法令ではないので、やった上で長期継続契約の5年以内の3年にするとかということとは可能だと考えておりますので、債務負担行為がだめだという意味じゃないんで、その点よろしく申し上げます。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員を入れかえます。議員の皆様はこのままお待ちください。

続きまして、⑤都市計画事業基金の用途についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

北村課長補佐。

○北村課長補佐 それでは、資料の5をごらんください。

都市計画税（都市計画事業基金）の用途についてでございます。

この都市計画事業基金につきましては、平成30年6月に新たに基金化したものでございまして、改選前の議員の皆さんはご存じかと思いますが、改選後の議員につきましてはまだそれ以降のお話になるかと思うので、それも含めてご説明させていただきます。

その前提として次のスライドをごらんください。

まず、今年度、令和元年度の過疎申請額と配分額についてであります。

こちら、表の見方を説明させていただきますと、左側に事業名というのがございまして、坂手漁港整備事業から、下から5行目の海の博物館整備事業、ここまでをことしの3月の議会で事業費を予算計上しております。そして、その右から2列目に市債というところが黒に白抜きで書いてあります。これの1次申請分の合計として7億1,510万円を3月の議会でお認めいただきまして予算計上したところです。

そして、その後、9月補正におきまして、地方道路整備事業（河内ダム対策事業）を計上して、これが1,800万円足して総合計として7億3,310万円、これが、現在、議会でお認めいただいた起債の申請額となっております。

それに対しまして、この議決後に春に国のほうに対しまして起債のほうの申請をしに行きましたところ、7月26日、国のほうから過疎債の配分額第1次申請分の通知が来ました。それによりまして5億3,130万円を鳥羽市に起債として認めるというところの通知がきました。

鳥羽市としては、今現在、7億3,310万円を借りたいと言っていたところなんですけれども、実際の配分としては5億3,130万円しかお借りできなかったというところで、今現在、2億180万円の財源不足が生じているところでございます。

では、これを今後、今年度中にどうしていくかというところで、この要検討の1から3になります。

まず一つ目が、過疎債第2次分への申請ということで、起債というのは年に2回借り入れができます。春と秋に国に対して申請をしていくわけで、また秋の申請をもうすぐ行いたいと考えていますが、この秋の申請に関しましては、国のほうが全国の過疎の配分から実際に不用額を調査して、それを再配分するという格好になっておりますので、なかなかこれまでの実績を見ても2次に対しての配分額は低いというところです。

それに対して、要検討の2なんですけど、過疎債以外の交付税算入率が不利な起債への一部借りかえというものがございまして、この表の下から8行目あたりに安楽島小学校大規模改修事業、事業費が3,146万8,000円であるとか鳥羽東中学校大規模改修事業2,795万4,000円という事業がございまして、これに関しては、例えば学教債と呼ばれる過疎債以外の起債のメニューがありますので、そちらを借りに行くとい

うような方法もございます。ただし、その学教債に関しましては、過疎債の充当率が100%、交付税算入率が70%に対しまして、学教債のほうは交付税の充当率が90%、算入率が30%と過疎債に比べて不利な起債となってきます。そういった条件がございます。

それから、要検討の3としましては、入札残、不用額、事業繰り越しの精査等ということで、各事業の、今現在、進捗をして、入札をして入札残が出てきたり、これから不用額が出てきたり、それから事業によっては今年度で終了しないので来年度へ事業を繰り越すというものも出てくるかと思えます。そういったものの精査を行うことによって、何とかこの2億円の財源不足の幅を狭めたいと考えておりますが、年度末にこの2億180万円の削減ができるかどうかは、今現状では不透明なところでございます。

そういう前提がある中で、次に、次のスライドをごらんください。

都市計画事業基金の状況でございます。

まず、この表の見方ですが、一番左の列が平成29年度以降の年度となっております。

次に、左から2列目、都市計画税決算額Aとございます。これは毎年度の都市計画税の収入額を示しております。令和元年度以降は見込み額で示しております。

次に、真ん中の列、都市計画事業費、米印、人件費含むBでございます。これは、例えば平成30年度の行を見ていただきますと3,251万6,000円と書いてあります。今回の9月議会の決算の中で出てきましたが、都市計画事業費として、例えば池上公園の償還、それからまちづくり整備室の職員の人件費を含んで3,251万6,000円が使われたという意味でございます。

そして、右から2列目、基金積立額、A引くBイコールCとなっております。平成30年度をごらんいただきますと、1億2,247万円から3,251万6,000円を引きますと8,995万4,000円がこの9月補正で基金に積み立てた額となっております。

ということで、一番右列の基金現在高Cプラス前年度C、29年度の基金が9,274万3,000円ありましたので、それに30年度で8,995万4,000円を足しますとこの1億8,269万7,000円という金額が今年度末の基金現在高というふうになってきております。

では、次の4のスライドをごらんください。

都市計画事業基金の使途についてでございます。

そういった状況で過疎債が今年度非常に厳しいという中で、執行部といたしましては、令和元年度は、都市計画認可事業である鳥羽市民体育館改修工事（事業費4億5,851万3,000円、過疎債額4億3,650万円）に基金現在額1億8,269万7,000円を取り崩して充当予定とさせていただいております。

スライドのほうをちょっと2に戻っていただきますと、この表の真ん中より少し下段のところに鳥羽市民体育館改修工事というのが少しちょっと太枠で囲まれているかと思えます。それが、事業費が4億5,851万3,000円あります。また、囲みはされていませんが、この中に中央公園とかの部分も出てきます。

そういった認可事業を受けている事業につきまして、またスライド4に戻っていただきますけれども、その基金現在額の、先ほどスライド3でご説明した1億8,269万7,000円を取り崩して令和2年3月の議会におきまして補正予算議案として上程させていただきたいというふうに考えております。

また、令和2年度以降の都市計画認可事業、市民体育館のメインの改修であったりサブアリーナの増築、中央公園の改修にも同基金を取り崩して充当させていただきたいというふうに考えております。

最後に、スライド5の都市計画事業基金を取り崩して充当する理由でございます。

3点ございまして、まず一つ目が、スライド1でもご説明したとおり、国から鳥羽市への過疎債枠が5億円から6億円ということが上限となっているためでございます。

二つ目が、都市計画認可事業でないと都市計画税を充当できないということで、先ほどご説明いたしました体育館の改修であるとか中央公園の部分につきましては認可を受けておりますので、この税を充当していきたいというふうに考えております。

最後に、将来の起債残高や実質公債費比率を抑制するためということで、ことしの決算委員会でも指摘があったかと思うんですけども、去年ぐらいから市民体育館であるとか消防庁舎、水産研究所等、これまでやってこなかった大規模ハード事業を立て続けに集中してやっていることから、やはりそうなりますと実質公債費比率が上がってきたり起債残高が上昇していくということが見込まれますことから、それらを抑制するためにこの都市計画事業基金からの繰り入れをさせていただきたいというところでございます。

私からの説明は以上となります。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了しました。

これをもって全員協議会を散会いたします。

(午前11時43分 散会)

---

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年10月31日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一